



報道関係者 各位

平成30年7月2日
大田原労働基準監督署

【照会先】

監督課長 谷内 有
安全衛生課長 山田 和昭
(電話) 0287(22)2279

労働災害の撲滅を目指し「建設工事関係者連絡会議」を開催 ～建設業における労働災害防止と働き方改革の推進～

大田原労働基準監督署管内の建設業における休業4日以上の労働災害は、近年、年間40人台で増減を繰り返し、平成29年は40人と前年を6人下回ったものの、一定した減少傾向には至っていない状況にあります。

また、依然として高所からの「墜落、転落」による災害が4割近くにのぼり、同種災害が繰り返し発生している現状にあります。

こうしたことから、当署としては、管内建設業での労災死亡事故ゼロの達成、休業4日以上の労働災害の減少に向けた取組を強化するため、本年度を初年度とする第13次労働災害防止計画の展開と併せて、全国安全週間中に、「建設工事関係者連絡会議」を開催し、労働災害防止の強化と建設業の働き方改革の推進を図ることとします。

日 時 : 平成30年7月5日(木) 14:00～16:00

場 所 : 栃木県建設業協会 那須支部会館
(大田原市紫塚4-3944-120)

内 容 : 建設業における労働災害の発生状況と防止対策等
公共工事発注者・建設事業者の留意事項
建設業における働き方改革の推進 等

出席者 : 約40名(公共工事発注機関・建設関係団体・労働基準監督署)

※ 取材をいただける場合は、前日までに大田原労働基準監督署へ報道機関名、氏名及び人数をお知らせください。

【参考1】

- ① 全国では、公共工事を含む全ての建設工事現場において発生した災害により、年間約400人（いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者を含む）もの尊い生命が失われていることから、「**建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）**」が、平成29年3月16日に施行されました。

その基本となる方針及び施策について、平成29年6月9日に閣議決定がなされ、**国・都道府県・建設事業者等**が一丸となって取組こととしています。

- ② 建設業における災害防止を図るためには、工事の安全衛生管理に関してこれまで以上に配慮された発注条件（請負金額、工期等）が確保された上で、発注者・施工者・労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めて行く必要があります。

また、建設業の働き方改革を推進するため、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（平成29年8月28日）において、「**建設工事における適正な工期設定のためのガイドライン**」が策定されました。

【参考2】

